

駅家小学校いじめ防止基本方針

1 策定の趣旨

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、組織的・計画的に徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という認識に立ち、児童を安全に守り育てていける学校体制を構築することをめざし、学校いじめ防止基本方針を策定することとした。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「推進法」）に基づき本校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置等についての基本的な考え方や具体的な対応及び、それらを実施するための体制について定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針におけるいじめについて、推進法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、当該児童に対して、同じ学校に在籍し、一定の人的関係にある他の児童が心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの具体的な行為としては、次のようなものが想定される。

- 1 心理的な影響を与える行為
悪口や陰口を言う、冷やかす、からかう、脅す
仲間はずれにする、集団で無視する、にらむ
インターネットやメール等を使って誹謗中傷する
- 2 物理的な影響を与える行為
ひどくぶつかる、突き飛ばす、叩く、蹴る
遊ぶふりをして叩く・蹴る、ふざけて首をしめる
金品をたかる、物を隠す、物をとる、物を壊す

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の児童実態や生徒指導上の課題について把握し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

- ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。
- イ いじめは、全ての児童に関係する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

- ア 教職員は、いじめは絶対に許されないと毅然とした態度で、いじめられている児童の立場に立ち、当該児童を徹底して守りきる姿勢で指導する。
- イ 教職員は、児童一人一人がかけがえない存在であるととらえた指導を行い、自らの言動により児童を傷つけたり、いじめを誘発、助長したりすることがないようにする。
- ウ 全ての児童がいじめを行わず、いじめと知りながら傍観・放置することがないように、自らいじめを解決しようとする主体的態度を身につけ、望ましい人間関係の構築を目指した集団づくりを目指す。
- エ いじめは、教職員には「見えにくい」形で続いているという危機感を常にもちながら、積極的に状況把握を行うとともに、継続的に粘り強く指導する。

(3) いじめの問題への対応

- ア いじめ相談窓口（体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口と併設）を設置し、第2火曜日を「子ども何でも相談日」として、児童・保護者に広く周知する。これらを通して、教職員と児童・保護者との信頼関係を築く教育相談体制を整備する。
- イ 全教職員による「いじめ防止チェックシート」を毎学期に実施し、児童の小さなサインを見逃さず、いじめの早期発見に努める。
- ウ いじめの状況把握のため、毎学期1回（5月・10月・2月）の「いじめアンケート調査」（児童・保護者を対象）を実施する。また、「個別面談」を実施して児童個々の聞き取りを行う。
- エ 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報の共有化を図り、共通理解と役割分担を明確にしてチームとして組織的な対応をする。
- オ 事実関係の把握を行う場合は、当事者だけでなく、保護者や友人関係等から正確かつ迅速な情報収集を行う。その際は、必ず複数での対応とする。
- カ 問題解決を学校内だけで行うのではなく、警察に相談・通報するなど連携が必要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 実施体制

推進法 22 条に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめ防止対策委員会の構成員は、校長・教頭・養護教諭・生徒指導主事・当該担任・学年団とする。なお、構成員及び役割は、この基本方針に基づき適切に改訂を行う。

5 いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止対策委員会は、次の項について生徒指導部等と連携を図り、その円滑な実施について統括する。

- (1) いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめの防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめの防止等に係る関係機関連携
- (4) いじめの防止等を目的とする年間計画
- (5) いじめの防止等に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめの防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめを認知した場合の対応プログラムの策定
- (8) 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

6 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これらの重大事態については、いじめ防止対策委員会を中核とする。「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、推進法第 28 条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合)
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 具体的な対応

発生時案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、福山市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識のもと、被害児童を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録(情報集約及び記録担当者の特任)
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) PTA 役員及び学校支援地域本部等との連携
- (オ) 関係児童への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校児童への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

- (ア) 福山市教育委員会との連携のもとでの指導計画の作成
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

7 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会において、いじめアンケート、いじめの認知件数、いじめの解決件数、並びに不登校児童数などいじめの防止等に係る具体的な数値を基に、年間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。